

政令第二百四十四号

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令

内閣は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号

）第二条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第十二項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）  
第二十五条の十一第一項に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
第二十七条の十一第一項に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
第二十七条の十九に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

（障害者自立支援法施行令の一部改正）

第三条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）

第二十六条第一項に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十六条の十に次の一号を加える。

九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第二十六条の十五に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第三十八条に次の一号を加える。

十一 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

第四十二条に次の一号を加える。

十四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(厚生労働省組織令の一部改正)

第四条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次の一号を加える。

十九 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)

（）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

第十一条第二項中「に掲げる事務及び」を「及び第十九号に掲げる事務並びに」に改める。

第一百十条第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定による障害者虐待の防止、

障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

## 理由

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、障害者を雇用する事業主の範囲を定める必要があるからである。